

# 一般財団法人貝塚市文化振興事業団嘱託員勤務条件

[平成30年4月採用予定]

## ○雇用期間

採用の日から平成31年3月31日まで（更新の場合あり）

## ○勤務時間

原則 午前 8時45分～午後 5時15分 （休憩45分含む）

遅番1 午前10時45分～午後 7時15分 遅番2 午後 1時30分～午後10時00分

## ○休日

水曜日、隔週火・日曜日、祝日分（勤務シフトにより決定）

年末年始（12月29日～1月3日）

## ○休暇

年次有給休暇 20日（4月1日採用の場合）

その他の有給休暇

- ・結婚休暇：5日
- ・忌引休暇：最高5日
- ・生理休暇：一生理期間中に1日
- ・労働災害及び通勤災害：5日以内
- ・育児時間：満1歳に達しない子を育てる場合、1回30分を1日に2回  
（配偶者の状況などによる取得制限あり）
- ・子の看護休暇：最高5日（ただし、義務教育就学前の子の数による加算あり）

<妊娠中の女子嘱託員>

- ・妊娠障害休暇：7日
- ・医師の診査を受けるための通院休暇：妊娠期間により4週間から1週間に1回
- ・母体の健康維持：出勤時若しくは退勤時において、それぞれ30分又は1時間

## ○報酬等

報酬月額

188,500円～216,300円 ※年齢・経験による加算の場合あり

（勤務時間以外に勤務した場合は、時間外報酬の支給又は勤務時間の割振変更等を行う。）

報酬月額の改定

雇用更新時に改定（予定）

第2報酬（交通費相当分）

通勤距離が片道2キロメートル以上の場合に支給

（自動車等交通用具利用者は、月額11,000円の範囲内で支給）

賞与

なし。

退職手当

なし。

## ○社会保険

厚生年金、健康保険、雇用保険に加入（自己負担あり）